

令和4年8月19日

議会運営委員会

委員長 森 和 臣 様

議会改革検討協議会

座長 笹川 理

協議結果について（報告⑬）

当協議会では、議会機能のより一層の充実強化に向けて協議・検討を行っておりますが、このたび、「議会開会中の動画の撮影許可」及び「決算審査のあり方」について、下記のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

記

1 議会開会中の動画の撮影許可について（別添1）

本会議、委員会における会派（無所属議員含む）による動画撮影については、撮影者の事前許可や撮影場所、撮影画像の加工・編集等について詳細なルールを定めた上で認めることと了承となりました。

2 決算審査のあり方について（別添2）

今年度における決算審査については、令和元年度と同じく「委員会の質疑・質問等に関する申合せ事項」に基づき、決算関連議案に対する質疑に限定して実施することと了承となりました。

なお、本協議会としては、今年度の決算審査の終了後には、今期4年間の審査について検証し、来期以降における決算審査のあり方について検討を行います。

委員会の質疑・質問等に関する申合せ事項（抜粋）

2 決算審査に係る特例

(1) 会派の質問持ち時間

① 一般審査

ア 各会派に、所属委員1人当たり30分（答弁時間を含む）を乗じた時間を配分する。

イ 質問に当っては、機会均等を図るため1人1回につき30分以内とする。

(2) 質疑内容

所管部局関係の決算関連議案に対するものに限定する。